令別表第三の十二の項の下欄第一号	［略］	［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項の規定により行われた技術士試験に合格した者に係る特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則別表第二の二の規定の適用については、この省令による改正後の同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第十四号

社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第六十五条の規定に基づき、社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月十五日

厚生労働大臣　根本　匠

社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部を改正する省令

社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		
第二条　社会保障協定の規定により、相手国法令（法第二条第三号に規定する法令をいう。以下同じ。）の適用の免除を受けるため、適用証明書の交付を受けようとする者（第二号被保険者を除く。）であって相手国（同条第二号に規定する相手国をいう。以下同じ。）の領域内において就労するものは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一～五　（略） 六　前各号に掲げる事項のほか、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合に応じ、同表の第二欄に掲げる事項		
第一欄	第二欄	
一～十	（略）	（略）
十一	社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定（以下「スロバキア協定」という。）	申請者に日本国の領域内における就労に係る雇用主があり、かつ、スロバキア共和国の領域内における就労が当該雇用主の命によるものであるときは、その旨及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項 一　申請者がスロバキア共和国の領域内における就労に関し他の雇用契約を締結しないとき　その旨

改正前		
第二条　社会保障協定の規定により、相手国法令（法第二条第三号に規定する法令をいう。以下同じ。）の適用の免除を受けるため、適用証明書の交付を受けようとする者（第二号被保険者を除く。）であって相手国（法第二条第二号に規定する相手国をいう。以下同じ。）の領域内において就労するものは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一～五　（略） 六　前各号に掲げる事項のほか、次の表の第一欄に掲げる社会保障協定に係る場合に応じ、同表の第二欄に掲げる事項		
第一欄	第二欄	
一～十	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）